

国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関する規程

平成16年4月1日制定  
平成16年規程第40号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップ推進宣言（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進に関するガイドライン（平成16年4月1日制定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する大分大学（教育学部附属幼稚園，附属小学校，附属中学校及び附属特別支援学校を含む。以下「大学等」という。）（以下「法人及び大学等」を「法人等」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント，性暴力等，マタニティ・ハラスメント，パワー・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント等（以下「ハラスメント」という。）による人権侵害に対して防止等の措置を執るために設置する，国立大学法人大分大学ハラスメント防止委員会に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「苦情申立て」とは，ハラスメントが起きた場合において，第12条の被害者等が，ハラスメント防止委員会に対し当該ハラスメントへの対応を求めることをいう。
- (2) 「緊急措置」とは，ハラスメントの相談が行われた時，苦情申立てが行われた時又は苦情申立て以降の手段の途中においてハラスメントの疑いのある行為が継続しており，かつ，事態が重大で緊急性があり，直ちに加害行為をやめなければ被害が拡大するおそれ大きいものと認める場合において，被害を受けたとされる者の了解の上で，緊急かつ必要な措置を執ることをいう。
- (3) 「和解」とは，第13条に規定する調整手続において，苦情申立ての相手方（以下「被申立人」という。）の当該申立てに対する認識，姿勢等を踏まえ，第12条第3項の申立人の了承の上で，苦情申立てに係る手続を終了することをいう。
- (4) 「通知」とは，第12条の被害者等が，その被害の程度を勘案し，問題解決のために次号の調停又は第6号の制裁の手続をとらずに被申立人に対する注意・警告を希望する場合であって，ハラスメント防止委員会がその希望を妥当と認めたときに，ハラスメント防止委員会から被申立人に注意・警告を行う手続をいう。
- (5) 「調停」とは，ハラスメントの紛争を当事者双方の協議により解決する手続をいい，次条第2項第1号の調停委員会がその手続を行う。
- (6) 「制裁」とは，第12条に規定する被害者等が法人に対して被申立人に対する処分等の措置を執るように求める手続をいう。

(設置)

第3条 法人に，ガイドラインに基づき，ハラスメント防止委員会及びハラスメント相談員を置く。

2 ハラスメント防止委員会は，問題解決及び必要な措置を講じるため，必要に応じて次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 調停委員会
- (2) 調査委員会

(構成員の権利)

第4条 法人等の全ての構成員（役員，教職員（常勤・非常勤を問わない。），派遣職員，学生（学部生，大学院生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生，公開講座の受講生大学等で教育を受ける関係にある全ての者をいう。以下「学生」という。），幼児，児童及び生徒の全てを対象と

- する。)は、ガイドラインに基づき、相談及び苦情申立てをする権利を有する。
- 2 離職した役員、教職員及び卒業、退学等で現在学籍のない者についても、法人等に在職中又は在学中に受けた被害について、前項の権利を有する。

## 第2章 ハラスメント防止委員会

### (ハラスメント防止委員会の任務)

第5条 ハラスメント防止委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 人権擁護及び人権侵害の防止等の啓発及び研修に関すること。
  - (2) ハラスメントの防止及び対策に関すること。
  - (3) ハラスメントに起因する問題解決のための、緊急措置、通知、調停、制裁及び勧告等に関すること。
  - (4) ハラスメント相談員との連携に関すること。
  - (5) 法人等におけるハラスメントに関する概要をまとめ、毎年度、公表すること。
  - (6) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項
- 2 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントの事案について結論を出した場合又は被害者の救済及び環境の改善のために執るべき措置その他個別の事案への対応策をまとめた場合は、申立てをされた者が役員及び教職員の場合にあっては学長に、学生の場合にあっては学部長又は研究科長に報告するものとする。

### (ハラスメント防止委員会の構成)

第6条 ハラスメント防止委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 1人
  - (2) 各学部の教員 各2人(少なくともうち1人は女性とする。)
  - (3) 心理学又は精神神経医学の担当教員 2人
  - (4) 法律学の担当教員 1人
  - (5) 臨床心理士その他の学外の有識者 1人
  - (6) 事務局長
  - (7) 学生支援部長
- 2 前項第1号、第6号及び第7号に規定する委員を除き、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (ハラスメント防止委員会)

第7条 ハラスメント防止委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、ハラスメント防止委員会を招集し、その議長となる。
- 4 ハラスメント防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 ハラスメント防止委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、ハラスメント防止委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第3章 ハラスメント相談員

### (ハラスメント相談員)

第8条 ハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント相談員を置く。

- 2 ハラスメント相談員は、次の各号に定めるところによりハラスメント防止委員会が選考し、学長が指名する。
  - (1) 保健管理センターの構成員のうちから4人(且野原キャンパス及び挾間キャンパスか

ら各2人とし、4人の構成員のうち2人以上は女性とする。)

- (2) 各学部の教員 各2人(少なくともうち1人は女性とする。)
  - (3) 王子キャンパスの教員 1人
  - (4) 事務職員及び技術職員のうちから4人(うち2人以上は女性とする。)
  - (5) 医学部附属病院に所属する職員のうちから2人(うち1人は女性とする。)
  - (6) 法人等の構成員以外でハラスメントについて専門的な知識を有する者 若干人
- 3 ハラスメント相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前項第6号を除く。
  - 4 ハラスメント相談員の氏名、所属又は主担当、連絡用電話、ファックス、電子メールアドレス等を各部局及び学内の掲示板に公示するものとする。
  - 5 ハラスメント相談員は、ハラスメント防止委員会の委員及びハラスメント防止委員会の下に設置される各種委員会の委員を兼務してはならない。
  - 6 ハラスメント相談員は、ハラスメントの相談に適切に対応するため、定期的に研修を受講するものとする。

(相談の受付)

第9条 ハラスメント相談員への相談は、面談、手紙、電話、電子メール等のいずれでも受け付けるものとする。

(ハラスメント相談員の任務)

第10条 ハラスメント相談員の任務は、次の各号に掲げる事項とする

- (1) ハラスメントに関する相談
  - (2) 苦情申立ての手続に関する相談
- 2 ハラスメント相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合は、保健管理センターに連絡する。
  - 3 ハラスメント相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、相談者の意向等について記録に残し、その概要をハラスメント防止委員会に報告する。
  - 4 ハラスメント相談員は、毎月の相談状況について、ハラスメント防止委員会に報告する。
  - 5 ハラスメント相談員は、事態が重大であり、かつ、制裁及び改善措置が必要であると認める場合は、直ちに委員長にその旨を報告する。
  - 6 ハラスメント相談員は、ハラスメントの防止・対策に関し、ハラスメント防止委員会と連携を図る。

(遵守事項)

第11条 ハラスメント相談員は、任務を遂行するに当たり、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 相談者等の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処する。
- (2) 相談に当たっては、相談者の同意を得た上で、原則として複数のハラスメント相談員により対応する。この場合において、必ず相談者と同性の相談員が同席しなければならない。
- (3) 法人等のシステムを十分に説明し、相談者が熟慮した上で自ら解決方法を選択することができるよう支援する。
- (4) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意する。
- (5) 被害者に対する救済及び対応策を講ずる場合は、ハラスメントに当たる言動を行ってはならない。
- (6) 相談に係る記録の管理は厳重に行い、外部に流出しないよう細心の注意を払わなければならない。この場合において、その記録に当たっては、相談者の氏名を匿名とすることができる。

#### 第4章 苦情申立て

(苦情申立て)

第12条 ハラスメントが起きた場合は、次の各号に掲げる者(以下「被害者等」という。)が、

ハラスメント防止委員会に苦情申立てをすることができる。

- (1) ハラスメントの被害者
  - (2) ハラスメントの被害者が幼児、児童、生徒及び学生の場合にあつてはその保護者
  - (3) ハラスメントの事実を知った者であつて、法人の対応を求めたいもの
- 2 苦情申立ては、別に定める苦情申立書により行うものとする。
  - 3 苦情申立てをした被害者等（以下「申立人」という。）は、自らの判断により、いつでも当該苦情申立てを取り下げることができる。

#### （調整手続）

- 第13条 委員長は、苦情申立てがあつたときは、事実関係の確認及び以後の手続について申立人と協議するために、調整委員による調整手続を開始する。
- 2 調整手続を開始するに当たり、苦情申立書を被申立人に交付するものとする。

#### （調整委員）

- 第14条 委員長は、次の各号に定める者のうちから3人の調整委員を指名又は委嘱する。
- (1) ハラスメント防止委員会委員
  - (2) 法人等の教職員であつて前号以外のもの
- 2 委員長は、調整委員の指名又は委嘱するに当たり、次の各号に掲げる配慮をしなければならない。
    - (1) ハラスメント防止委員会委員を少なくとも1人選考すること
    - (2) 女性を少なくとも1人選考すること
    - (3) 被申立人の所属又は主担当の部局の事情等を考慮すること
  - 3 委員長は、必要と認めるときは、第1項に規定する者に加え、法人等の構成員以外でハラスメントについて専門的な知識を有する者1人に調整委員を委嘱することができる。

#### （調整委員の任務）

- 第15条 調整委員は、委員長の命を受け、速やかに次の各号に掲げることを行い、その結果を委員長に報告する。
- (1) 通知・調停・制裁のいずれの手続が問題解決のために最も適切かを申立人と話し合う。
  - (2) 手続の決定のために必要があると認められる場合は、関係者による関係資料等の提出、関係者からの事情聴取等を要請することにより、申立ての受理・不受理及び手続の選択の判断に必要な範囲で事実関係を確認する。
- 2 調整委員が、被申立人に対し、前項第2号に規定する関係資料等の提出又は事情聴取の要請を相当な期間において3回行ったにもかかわらず、正当な理由なく、なお当該要請に従わなかった場合は、被申立人が調整手続に応じなかったものとみなして次条第1項に規定する措置を講ずるものとする。
  - 3 調整委員は手続の過程において、申立人を抑圧し、又は事実を隠蔽してはならない。
  - 4 申立人は、前項の抑圧又は隠蔽があつたときは、当該委員の交替の請求又は手続の打ち切りの申出をすることができる。

#### （調整手続を踏まえた措置）

- 第16条 委員長は、前条第1項に規定する報告を受け、調整委員と協議した後、次の各号に掲げるいずれかの場合について、それぞれ当該各号に係る意見を添えてハラスメント防止委員会に付議する。
- (1) 明らかに受け付けることが相当でないと認められる場合
  - (2) 受け付けることが妥当と認められる場合

#### （ハラスメント防止委員会への付議・審議・不服申立て・手続の進行）

- 第17条 ハラスメント防止委員会は、前条により付議があつた場合は、当該事案について、審議を行うものとする。
- 2 前項の審議により、当該事案を受理しないこと（以下「不受理」という。）を決定したとき

は、その理由を付した文書の交付により、申立人及び被申立人双方（以下「当事者」という。）に通知する。

- 3 第1項の審議により、当該事案について和解が妥当と決定したときは、当事者の合意により、誓約書を手交することができる。
- 4 当該事案が、制裁手続に付すべき重大なものであった場合は、原則として和解により手続を終了させてはならない。
- 5 申立人は、第2項の決定に不服があるときは、当該理由を付した文書が到達した日の翌日から起算して2週間以内に、理由を付してハラスメント防止委員会に不服申立てをすることができる。
- 6 ハラスメント防止委員会は、不受理の決定に対する不服申立てがあった場合は、当該不服申立ての妥当性について審議の上で必要な措置を執るものとし、その措置については、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 不服申立てに対する結論を出したときは、その旨を速やかに文書で当事者に通知しなければならない。
  - (2) 不服申立てに理由がない旨の決定に対する不服申立ては認めない。
  - (3) 委員長は、ハラスメント防止委員会が不服申立てに理由があると判断した場合は、速やかに申立てを受理し、申立人と協議の上、適切な手続を進行させなければならない。
- 7 ハラスメント防止委員会は、受理を決定した事案の問題解決のために通知、調停及び制裁のいずれかの手続を選択し、速やかに当該手続を開始する。

## 第5章 緊急措置

### (緊急措置)

- 第18条 ハラスメント防止委員会は、緊急措置として、次の各号に掲げる措置をとることができる。
- (1) 加害行為の差止め
  - (2) 被害を受けたとされる者への加害者の接近禁止や教室などへの立ち入り禁止
  - (3) 修学及び就労環境を確保するため、指導教員、研究室及び就業場所の変更等の措置をとる旨の当該部局長への勧告
  - (4) その他当該の加害行為から生じる被害を早急に防止するために必要な措置
- 2 緊急を要する場合で、ハラスメント防止委員会を開催することが困難なときは、委員長が前項の措置をとることができる。この場合において、委員長は直後のハラスメント防止委員会に緊急措置をとった理由並びに経過及び結果について報告しなければならない。
- 3 緊急措置の対象とされた加害者は、当該の措置に不服があるときは、速やかにハラスメント防止委員会に対して不服申立てをすることができる。
- 4 前項の申立てがあったときは、ハラスメント防止委員会は、速やかにその当否について審議し、申立てに理由がある場合にあっては、緊急措置をとりやめ、申立てに理由なしと判断した場合にあっては、その旨を申立人に通知する。
- 5 前項の決定があった場合において、当該決定に対する再度の不服申立ては認めない。

## 第6章 通知

### (通知の手続)

- 第19条 ハラスメント防止委員会は、通知の必要があると判断した場合は、被申立人に対し、通知を行う。
- 2 前項の通知は、被申立人の部局長及び当該部局から選出されたハラスメント防止委員会委員の立会いの下、委員長から直接被申立人に書面を交付することにより行う。
  - 3 通知は、法人の内部規則上の処分として行うものではない。

### (制裁への移行)

- 第20条 被害者等が通知を希望した場合であっても、ハラスメント防止委員会が法人として何らかの措置を執る必要があると判断したときは、原則として申立人の同意を得た上で、制裁手続に移行することができる。

- 2 ハラスメント防止委員会は、明らかに制裁に相当すると認められる事案を通知の手続で済ませてはならない。

## 第7章 調停

### (調停委員会の設置)

- 第21条 ハラスメント防止委員会は、ハラスメントについて調停手続の開始を決定したときは、速やかに当該案件に係る調停委員会を設置しなければならない。
- 2 調停委員会は、ハラスメント防止委員会委員の中から委員長が指名する3人の委員をもって構成する。ただし、少なくとも1人は女性を含めなければならない。
  - 3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
  - 4 調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

### (調停の手続)

- 第22条 調停の手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 調停委員会は、速やかに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。
  - (2) 当事者は、調停に当たり付添人を1人付けることができる。
  - (3) 前号の付添人については、法人等の構成員以外の者とするすることができる。
- 2 ハラスメント防止委員会は、必要と認める場合は、調停前及び調停中の措置として、被申立人その他関係人に対して、調停の内容の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある行為の停止・排除を命じることができる。

### (調停進行上の注意義務)

- 第23条 調停委員会及び調停委員は、調停を進めるに当たり、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。
- (1) 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努める。
  - (2) 調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を当事者に提示することができる。なお、この調停案の受諾については、当事者が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。
  - (3) 調停に当たっては、被害者を抑圧し、又は被害の事実を隠蔽するような言動を行ってはならない。
  - (4) 被申立人側の同意があった旨の抗弁があった場合は、その有無についての証明の立証に係る責任を申立人に負わせてはならない。

### (調停委員の交替又は調停打ち切りの申出)

- 第24条 当事者は、前条各号のいずれかに違反する行為があった場合は、調停委員会に対して当該調停委員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。
- 2 ハラスメント防止委員会は、前項の調停委員について交替の申出があった場合は、直ちに委員の中から補充の調停委員を選出しなければならない。

### (調停の終了)

- 第25条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。
- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
  - (2) 当事者が、前条第1項に規定する調停の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 前項第2号及び第3号による調停の終了は、制裁手続の要請を妨げない。
  - 3 調停が終了した場合は、調停委員会は速やかにハラスメント防止委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

### (法人としての措置)

- 第26条 当事者間で調停の合意の成立に際して、法人としてとるべき措置が必要な場合には、

調停委員会委員長は、調停委員会の審議を経て、合意文書に記載する。

## 第8章 制裁

### (制裁の手續)

第27条 制裁は、原則として被害者等からの要請に基づいて行うものとする。ただし、被害の程度が重大であることが明白であって、緊急に法人としての対応が必要とハラスメント防止委員会が判断した場合は、原則として被害者の同意を得た上で、ハラスメント防止委員会として手續を開始することができるものとする。

### (調査委員会の設置)

第28条 ハラスメント防止委員会は、次の各号に該当する場合は、ハラスメントの事実関係の調査を実施するための調査委員会を設置する。

- (1) ハラスメントに関して制裁手續の開始を決定したとき。
- (2) ハラスメント防止委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

### (調査委員会の任務)

第29条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの事実関係を速やかに明らかにするものとする。
  - (2) 当事者及び関係者から当該事案に係る関係資料等の提出を求めること。
  - (3) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。
  - (4) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
- 2 調査委員会が、前項第2号又は第3号に係る要請を相当な期間において3回行ったにもかかわらず、正当な理由なく、なお当該要請に応じなかった場合は、被申立人が調査に応じなかったものとみなして調査を終了するものとする。

### (調査委員会の構成)

第30条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 第6条第1項のハラスメント防止委員会委員 4人
  - (2) 弁護士 1人
  - (3) 法人等の構成員以外の者であってハラスメントについて専門的な知識を有するもの(第6条第1項第5号及び前項の者を除く。) 1人
- 2 調査委員会の委員(以下「調査委員」という。)は、ハラスメント防止委員会の選考に基づき、学長が指名又は委嘱する。
- 3 ハラスメント防止委員会は、前項の選考に当たり、調査委員会が複数の女性によって構成されるよう配慮しなければならない。
- 4 第1項第1号の委員は、原則として、制裁手續の対象となる者の学部又は部局以外から選出するものとする。
- 5 調査委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。
- 6 調査委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。

### (調査委員会)

第31条 調査委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の調査委員の互選により選出する。

- 2 委員長が欠けたとき、又は事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、調査委員会を招集し議長となる。
- 4 調査委員会は調査委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した調査委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の承認を得て、調査委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査に当たっての注意義務)

第32条 調査委員会及び調査委員は、調査を進めるに当たり、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 調査に当たり、被害者を抑圧し、又は被害の事実を隠蔽するような言動を行ってはならない。
- (2) 被申立人側に同意があった旨の抗弁があった場合は、その有無についての証明の立証に係る責任を申立人に負わせてはならない。

(調査委員の交替又は調査の打ち切りの申出)

第33条 申立人は、前条各号のいずれかに違反する行為があった場合は、調査委員会に対して当該調査委員の交替又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 前項の調査委員の交替の申出があった場合は、ハラスメント防止委員会は直ちに補充の調査委員を選考しなければならない。

(調査の終了)

第34条 調査は次の各号に掲げる場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
- (2) 申立人が、調査の途中で、前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。
- 2 相当期間調査しても完了する見込みがないときには、委員会の議を経て、調査を終了させることができる。
- 3 調査が終了した場合は、調査委員会は速やかにハラスメント防止委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(調査結果に対する不服申立て)

第35条 ハラスメント防止委員会は、調査委員会の報告に基づいて結論を出したときは、速やかに当事者に文書を交付して説明しなければならない。

- 2 当事者は、前項の説明を受け、不服があるときは、文書が到達した日の翌日から起算して2週間以内に理由を付してハラスメント防止委員会に不服申立てをすることができる。ただし、第29条第2項の規定により、調査に応じなかったとみなされた被申立人については、不服申立てを認めないものとする。
- 3 ハラスメント防止委員会は、前項の不服申立てに理由がないと認められる場合は、その不服申立てを受理しないことができる。この場合において、この決定に対する不服申立ては認めない。
- 4 ハラスメント防止委員会は、第2項の不服申立てに理由があると認められる場合で、必要があるときには、調査委員会において、原則として1か月以内に再調査を行い、その結論を当事者に伝える。この場合において、この再度の調査結果に対する不服申立ては認めないものとする。

(報告)

第36条 ハラスメント防止委員会は、前条の手続を経て、当該事案について結論を出したときは、加害者とされる者が役員又は教職員の場合にあっては学長に、学生の場合にあっては学部長又は研究科長に報告しなければならない。

(加害者研修)

第37条 ハラスメント防止委員会は、前条の報告に当たり、加害者研修が必要である旨の意見を付することができる。

- 2 加害者研修は、ハラスメントについて専門的な知識を有する者又は団体に委嘱する。

(再発防止措置の勧告)

第38条 ハラスメント防止委員会は、当該事案が、部局等の教育研究及び管理運営（人事を含む。）に起因するところが大きいと認める場合は、当該部局等に再発防止のための措置を執るこ



- とを勧告するとともに、一定期限（おおむね3か月）までに報告を求めることができる。
- 2 前号の報告を受け、事態の改善が図られないとハラスメント防止委員会が認めるときは、学長に報告するとともに、適切な措置を要請することができる。

## 第9章 守秘義務

### （委員等の義務）

- 第39条 委員，調整委員，調査委員及びハラスメント相談員は，任期中及び退任後においても任務において知り得た事項について他に漏らしてはならない。
- 2 委員，調整委員及び調査委員は，当事者の名誉，プライバシー等の人格権を侵害することのないよう，慎重に行動しなければならない。

## 第10章 雑則

### （広報）

- 第40条 法人は，役員，教職員及び学生に対し，イコール・パートナーシップの推進及び防止・対策について，これを広く周知するよう努めるものとする。

### （事務）

- 第41条 ハラスメント防止委員会，調停委員会及び調査委員会の事務は，総務部人事課において処理する。

### （雑則）

- 第42条 この規程に定めるもののほか，法人等におけるイコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関し必要な事項は，別に定める。

### 附 則（平成16年規程第40号）

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年規程第42号）

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年規程第106号）

この規程は，平成18年10月2日から施行する。

### 附 則（平成19年規程第52号）

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成20年規程第79号）

この規程は，平成20年9月16日から施行する。

### 附 則（平成22年規程第2号）

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

### 附 則（平成24年規程第79号）

この規程は，平成24年10月1日から施行する。

### 附 則（平成28年規程第34号）

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

### 附 則（平成28年規程第95号）

この規程は，平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第45号）

この規程は、平成29年4月24日から施行する。

附 則（令和3年規程第49号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規程の施行日の前日において現に残任期間を有するイコール・パートナーシップ委員会の委員については、なお従前の例による。

附 則（令和5年規程第24号）

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

附 則（令和6年規程第1号）

この規程は、令和6年1月23日から施行する。